

●萬國動物命名規約

譯者曰。本規約は萬國動物學會議にて制定したるものにして、田中理學士が本誌第十八卷に譯述せられたるものと同一なり。唯田中氏の譯文は、其の出でたる數年前の事に屬し、之を市に求むるも連に得べからず、而かも諸方よりの需要頗りなるものありといふ。是れ編輯委員の誅求に會し、自ら揣らざるの譏をも顧みず、敢て反譯を試むるに至りし所以なり。

原文は佛、英、獨の三文にて記さる。譯文は三者を參酌したる所あり、唯其一にのみ據りし所もあり。而して全文五島教授の懇篤にして嚴密なる校閲を経たり。淺學非才、唯敢て此の點に於て本譯を讀者に薦む。

本文人名は普通字體を用ひて本誌の投稿規定に依らず。是れ及ぶ限り原態を存せんとする微衷に出づ。

規約及勸告

總則

第一條 動物命名法は、一動物の名は單に一植物の名と全く同一なるが爲めに之を破棄すべからずてふ意味に於て、植物命名法とは獨立せるものなり。然れども若し一生物が植物界より動物界に移さるゝ時は該生物の植物名は凡ての先取權を持ちて動物名稱の系統中に編入せら

理學博士 五島清太郎 閱

寺尾新譯

る。又、一生物が動物界に移さるゝ時は該生物の動物名は其先取權を保留す。

勸告—植物學にて現在使用せる屬名を動物學に導入する事は之を避くるを可とす。

第二條 動物の科學的名稱は亞屬及び夫れ以上の群に對しては一名式、種に對しては二名式、亞種に對しては三名式なり。

第三條 動物の學名(科學的名稱)は拉丁語又は拉丁化したる語、若くは古典的語原を有せざれども玄かく思考せられ且つ取扱はるゝ語なりとす。

科名及亞科名

第四條 科名は *tribe* を、亞科名 *subtribe* を、模式屬の名の語幹に附して之を形成す。

第五條 科名若くは亞科名は其模式屬の名の變更したる時には之を變更すべきものなり

屬名及亞屬名

第六條 屬名と亞屬名とは同じ規約及び勸告に従ふ。命名上の立脚地より兩者を見るときは兩者は同格なり。

(講 話) ○萬國動物命名規約(五島、寺尾)

三二

即ち同價值なり。

第七條 屬名は、其屬が亞屬となりたる時には即ち亞屬名となる而して逆に亞屬が屬となりたるときも亦此れと同じ。

第八條 屬名は單純なる若くは複合せる單語にして花文字を以て書き始め、單數主格の名詞として之を用ふ。

例 *Canis, Perca, Ceratodus, Hymenolepis.*

勸告——次の語は屬名として之を採用する事を得。

(a) 希臘語の名詞。此れには拉丁語に書き換への方則(附則F)を適用す。

例 *Ancylus, Amphibola, Aplysia, Pompholyx, Phrysa, Cytichna.*

(b) 複合希臘語にして形容語が主語の前にあるもの。

例 *Stenogyra, Pleurobranchus, Tylothina, Cyclostomum, Sarcocystis, Palodytes, Hydrophilus, Rhizobius.*

然れども *Hippopotamus* と同型の語却ち賓格が主格の前にある語を排するにあらざる。

例 *Platydras, Biorhiza.*

(c) 拉丁語の名詞。

例 *Ancilla, Auricula, Dolium, Harpa, Oliva.* 但し形容詞(例 *Prasina*)及び過去分詞(例 *Productus*)は之を推奨せず。

(d) 複合拉丁語。

例 *Stiliger, Dolabrifer, Semifusus.*

(e) 希臘語又は拉丁語より導來せられたる語にして縮小、比較、類似、所有をあらはすもの。

例 *Dolium, Dololum; Strongylus, Eustrongylus; Tamar, Tamarilla, Tamarica, Tamarina, Tamarites, Tamarula, Tinguella, Tinguilepis, Tinguilina, Tinguilops, Tinguopsis; Neomenia, Pronomenia; Buteo, Archidateo, Tordius, Paragordius, Polygordius.*

(f) 神話上の名及び勇者等の名。

例 *Osiris, Venus, Brisunga, Velleda, Crimora.*

若し拉丁語の語尾を有せざるものは之を附すべし。

例 *Aegirus, Gondalia.*

(g) 古代に於て用ひられたる人名。

例 *Cleopatra, Belasarius, Malania.*

(h) 近世の人の名。此に捧獻をあらはす語尾を附す。

“子字にて終る語には *us* 又は *um* 又は *ia* を附す。

例 *Selysius, Lamarchia, Kollikeria, Mülleria, Stalica, Krygeria, Ibañezia.*

“*e, i, o, u, y* の母字にて終る語には *us* 又は *um* を附す。

例 *Blainvillia, Wyvillia, Cavolinia, Fatia, Bernaga, Quoyia, Schulzea.*

らにて終る語には *ia* を附す。

例 *Danaia*.

d 近世人名よりして作られたる屬名にては小詞は此れが其の姓と合一せざる場合には之を省略す然れども冠詞は之を保留す。

例 *Blainvillaea*, *Benedenia*, *Chiajea*, *Tacpepelia*, *Dumerilia*.

e 二語より成る近世人名にありては唯其一のみが屬名の形成に與る。

例 *Selysius*, *Targionia*, *Edwardisia*, *Duthiersia*.

人名は複合屬名の形成に當つて之を用ふるは宜しからず。

例 *Eugrimonia*, *Buchneras*, *Heromorpha*, *Möbuisis-pongia*.

(i) 船名。神話上の名の如く(例 *Vega*) 又は近世人名の如くに取扱ふべし。

例 *Blakea*, *Hirondellea*, *Challengeria*.

(j) 未開語即ち非古典的語原のもの。

例 *Vanikoro*, *Chilosa*.

かくの如き語は拉丁語の語尾を取る事を得。

例 *Yetus*, *Fossarus*.

(k) 文字を任意に組み合せて形成せられたる名。

例 *Neda*, *Clanculus*, *Satifa*, *Toria*.

(l) 謎語(一語又は一文の文字を并べ換へて形成

(講 話) 萬國動物命名規約(五島寺尾)

せられたる名。

例 *Dacelo*, *Verlusia*, *Linospa*.

第九條 一屬が數亞屬に分割せらるるときは模式亞屬の名は該屬の名と同一ならざるべからず(第廿五條参照)

第十條 亞屬名を引用せんと欲するときは之を屬名と種名との間に圓き括弧に入れて挿入すべし。

例 *Vanessa (Pyrranis) cardui*.

種名及亞種名

第十一條 種名と亞種名とは同じ規約及び勸告に従ふ命名上の立脚地より兩者を見るときは兩者は同格なり。即ち同價值なり

第十二條 種名は、其種が亞種となりたるときには即ち亞種名となる。亞種が種となりたるときも亦同じ。

第十三條 人名より導來せられたる種名は花文字を以て書き始むる事を得れども他の凡ての種名は小文字を以て書き始むるものとす。

例 *Rhizostoma Quoyeri* 又は *Rh. quoyeri*, *Fran-*

colinus Lucani 又は *F. lucani*, *Hypoderma Diana* 又は *H. diana*, *Triophlonte Mohammed* 又は *T. mohammed*, *Oestrus ovis*, *Corvus corax*.

第十四條 種名は次の如し

(a) 屬名と文法上一致せる形容詞。

例 *Felis marmorata*.

(b) 屬名に對して同格添加語たる主格の名詞。

(講 話) 萬國動物命名規約(五島、寺尾)

三四

例 *Felis leo*.

(c) 第二格の名詞。

例 *rosae, sturionis, antillarum, galliae Sancti-pauli, sanctae-helenae*.

若し一人若くは數人に對しての捧献をあらはす時は該名が拉丁語に於て於て用ひられ變化せらるゝものならば第二格は拉丁語の語尾變化法に従つて之を形成す。

例 *Plinii, Aristotelis, Victoris, Antonii, Elisabethae, Petri* (姓にあらす)。

若し其名が近世の人の名ならば常に第二格は正確にして完全なる名に男ならば「を」、女ならば「e」を、附して之を形成す。假令拉丁語の形體を具ふるとも然り。捧献が同名なる數人を含むときは複數となす。

例 *Quoieri, Möbiusi, Nunezi Nervanae, Sarasino, nam Bosi* (Bovis にあらす), *Salmoni* (*Salmonis* にあらす)

勸告——最良の種名は短くして音調よく、發音し易き拉丁語の形容詞なり。然れども拉丁化したる希臘語又は未開語(即ち非古典的語原のもの)をも用ふる事を得。

例 *gymnocephalus, cchinococcus, zizaw, aguti, hoact, barrabitinga*.

第十五條 捧献をあらはす複合固有名詞若くは單一なる物體との比較をあらはす複合名詞を用ふる事は第二條

の例外を構成せず。此等の場合に於ては種名を組成せる二語は連字符を附け又は附けずして之を一語に書きあらはす。

例 *sanctae-catharinae* 又は *sanctecatharinae, jan-**mageni* 又は *janmageni, corru-pastoris* 又は *cornu-pastoris, Cor-tanguiniani* 又は *Cor-tanguiniam, Cedo-nulli*又は *cedonalli* 但し *rudis plamsque* の如き句は種名として之を許容する事を得ず

第十六條 地名は第二格の名詞として若くは形容詞に變形して之を採用す。

例 *sancti-pauli, sanctae-helenae, edwardiensis, die-menzensis, magallanicus, hardigalensis, vindobonensis*.勸告——地名は羅馬人によりて使用せられたるもの又は中世紀の拉丁語著作者によりて用ひられたるものは、此れより更に近代的なる形體のものに比して之を擇み採るべし。 *bordeausiacus* 及び *riemenss* の如き語は宜しからざれども、此の故を以て之を捨つべからず。

第十七條 亞種名を引用せんと欲する時は該名は種名の直後に何等の句讀の符號を附けずして之を附記す。

例 *Rana esculenta marmorata* Hallowell. 然れども *Rana esculenta(marmorata)* 又は *Rana marmorata* Hallowell とすべからず。

第十八條 雜種の記號には種々あり。凡ての場合を通

じて、性の符號を附け又は附けずして雄性の親の名を雌性の親の名の前に記すべし。

(a) 兩親の名は乗法の符號を以て之を結合す。

例 *Capra hircus* ♂ × *Ovis aries* ♀ 及び *Capra hircus* × *Ovis aries* は共に良式なり。

(b) 雜種は雄性の親を分子とし雌性の親を分母としたる分數の形にてもあらはす事を得。

例 *Capra hircus*
Ovis aries

此の第二法は該雜種を認め初めて發表せる人の名を引用し得る點に於て勝れり。

例 *Bernicla Canadensis* Rabé.
Anser cygnoides

(c) 分數式は兩親の一がすでに雜種なる場合に於ても亦勝れり。例 *Tetrao tetrix* × *Tetrao urogallus*
Gallus gallus

此の場合に於ては圓き括弧を用ふる事をも得。(Tetrao tetrix × Tetrao urogallus) × (Gallus gallus).

(d) 種の親がかくくになりと知られざる時は該雜種が恰も眞の種なると同様此れに假の種名を與ふ。即ち該雜種が恰も雜種ならざるが如く取扱ふ。然れども屬名の前には乗法の符號を附す。

例 × *Corregonus dolosus* Fatio.

動物名の構成法及書き方

(講 話) 萬國動物命名規約(五島、寺尾)

第十九條 動物名の原の書き方は、誤字、誤記、誤植が明かなるにあらずば、之を保留すべきなり。

勸告——學名に對しては本文とは別の字體を用ふるを宜ことす。

例 *La Rana esculenta* Linné, 1758, vit en Europe.

第廿條 拉丁字を用ふる國語よりして名を構成するに當りては原の書き方は、發音符諸共に之を保留すべし。

例 *Selysius, Laanvrekia, Köllheria, Mülleria, Ste-lia, Krygeria, Boeszia, Möbiusi, Medici, Czjzeli, spi-tzbergensis, islanticus, paraguayensis, patagonicus, barbariensis, firriensis.*

勸告——*sub* 及び *pseudo* といふ接頭語は名詞及び形容詞にのみ之を結合するものことす。*sub* は拉丁語と、*pseudo* は希臘語を結合す。但し固有名詞とは決して之を結合すべからず。

例 *subviridis, subchalcatus, pseudarcantulus, pseudo-plis, pseudonijis*, 而して *sub-wilsoni*, 及び *pseudo-gratoloupanu* の如き語は宜しからず。

oides 及 *oides* といふ語尾は希臘語又は拉丁語の名詞にのみ之を結合す。但し固有名詞とは之を結合せず。文字なきか若くは拉丁字を用ひざる國の地名及び人名は巴里地理學會にて採用せる規約に従つて之を拉丁に書き換ふべし(附則(參照))

命名者の名

第廿一條 學名の命名者は其名を表示又は定義又は記載と共に初めて公表したる人なりとす。然れども該出版物の内容に由り該公表者が其の名の命名者にあらずして他の人が其の名と表示又は定義又は記載との著者なる事明かなる時は後者が其學名の命名者なりとす。

第廿二條 命名者の名を引用せんと欲する時は學名の後に何等の句讀の符號を挿まずして之を書くものとす。若し他の事柄(年數、sp. n., emend., sensu restricto 等)を添加せんと欲する時は之と命名者の名の後に置きコンマ若くは圓き括弧を以て其れとは之を分離す。

例 *Primates* Linne, 1758; Linne (1758).

勸告——學名の命名者の名を短縮せんとする時は伯林動物博物館にて出版せられたる略語表に従ふを宜しとす。(Liste der Autoren zoologischer Art und Gattungsamen zusammengestellt von den Zollogen des Museums für Naturkunde in Berlin, Berlin 増訂第二版オクタヴオ型、一八九六年)。

第廿三條 一屬より夫れ以外の他屬に移され、又は該種名が最初公表せられたる際に結合せし屬名以外の他の屬名と結合せらるゝ種名の命名者の名は之を保留すれども之を圓き括弧にて包む。

例 *Taenia lata* Linne, 1758, *Dibothriocephalus latus* (Linne, 1758), *Fasciola hepatica* Linne, 1758, *Distoma hepaticum* (Linne, 1758).

新しき結合をなしたる人の名を引用せんと欲する時は其の名を括弧の次に置く。

例 *Limnatisa nilotic* (Savigny, 1820) Moquin-Pandon, 1826.

第廿四條 種が分割せらるゝ時は最初の種の種類名を附與せられたる當該被制限種は原命名者の名及び分割者の名を共に受くる事を得。

例 *Taenia solium* Linne, partim, Göze.

先 取 權

第廿五條 屬又は種の有効なる名は次の條件の下に最初に名づけられたるものなりとす。

(a) 其名が公表せられ且つ表示又は定義又は記載を伴へる事及び

(b) 命名者が二名式命名法の原則を適用したる事
先取權の適用

第廿六條 リンネの *Systema naturae* 第十版(一七五八年)は動物學に於て二名式命名法を一般に確立したる書なり。故に一七五八年てふ年は動物命名法及び先取權有効の發端として之を採用す。

第廿七條 次の場合に先取權を適用す。即ち其結果として最も古き名が保留せらる。

(a) 動物體の任意の部が動物夫れ自身よりも先に名づけられたる時。

(b) 成體よりも以前に幼蟲が名づけられたる時。

(c) 同一種の兩性が異種と考へられたる時將た又異屬に屬すと考へられたる時。

(d) 同一動物が異種と考へられ將た又異屬に屬すと考へられたる規則正しく連續する相互に相異なる世代を現はす時。

第廿八條 二つ若くは二つ以上の屬又は亞屬の合同によりて一屬が形成せらるゝ時は其れを組成せる屬又は亞屬の最も古き有効名を其名とす。若し此等が同時に發表せられたるものなる時は最初の改正者によりて選擇せられたる名を保留するものとす。

二つ若くは二つ以上の種又は亞種が合同して一種を成す時にも同一規約を適用す。

勸告——同時に設けられたる名に就き改正者によりて未だ尙選擇せられざる時は次の方法によりて之を爲すを宜しとす。

(a) 模式種の指示ある屬名は之れなき屬名に勝る。若し凡ての屬に模式種の指示あり若くは凡ての屬に之れなき時は特徴の最も適合せるものを採用す。

(b) 記載及び圖書の兩者を伴へる種名は單に記載のみか或は圖書のみを伴へる種名に勝る。

(c) 他の凡ての事情等しき時は該出版物中、最初書かれたるものを採るべし(ページの順序による先取權)。

第廿九條 一屬が二つ或は二つ以上の屬に分割せらる

る時は該屬の有効なる名は分割によりて生じたる屬の中の唯一に對して之を保留するものとす。若し模式種が最初より定れる際には該屬の原名は分割によりて生じたる屬の中、模式種を含む屬に對して之を保留す。

第卅條 若し模式種が定まりて居らざりし時は該屬名は屬を初めて分割する人が分割によりて生ぜる屬又は亞屬の中、適當なりと思考せしものに之を附する事を得。一旦かく附したる時は後來の變更を許さず。

然れども如何なる場合に於ても、原屬名は最初其屬中に包括せられたる種を毫も包含せざる群に之を移す事を得ず。又、本來其屬には包括せられざりし種若くは其屬の屬名命名者が其所屬について疑ひを挟みし種は模式種として之を選擇するに當つて次の方法に従ふべし。

勸告——模式種を選擇するに當つて次の方法に従ふべし。

(a) 有効なる種名若しくは其同種異名が屬名と同一なる種を模式種として擇み採るべし。

(b) 最初の命名者が自ら研究したる種を模式種として擇み採るべし。但し若し該命名者が殊に他の種を意味したる事明かなる時は此の限りにあらず。

(c) 原屬がすでに分割せられ而も模式種が定まりてあらざる時はすでに他の屬に移されたる種を逐次除去して模式種は殘存せるものゝ中より之を選擇すべし其屬の中に原命名者に對して外國産の種並びに内國産

(講 話) ○萬國動物命名規約(五島、寺尾)

の種を包含する時は其内國産のものゝ中より模式種を選択すべし。

(d) 最も能く記載せられ又は描寫せられ又は知られたる種を模式種と爲すべし。

第卅一條 一種を分割して二つ又は二つ以上の種となす時にも屬の分割に於けると同一の規約に従ふ。然れども明に査定(同定)の誤謬に基く種名は該誤定種に對して之を保留する事を得ず。假令該種が後に至つて他の屬に移るゝとも亦然り。例 *Tuamoa pectinata* Göze, 1782 || *Cithlaemia pectinata* (Göze) なり然れども一八〇〇年 Zeder 氏によつて *Tuamoa Pectinata* Göze と誤定せられたる種は *Andrya rhopalcephala* (Michx.) なり。此の後者は *Andrya pectinata* (Zeder) と稱する事を得ず。

名稱の破棄

第卅二條 一旦公表せられたる屬名又は種名は假令其命名者といへども不適當なりとの故を以て之を破棄する事を得ず。*Polyodon*, *Apus*, *albus* 等は一旦公表せられたる時はかく名づけられたる動物の特徴に符合せずとの理由の下に之を破棄する事を得ず。

第卅三條 同名なるが爲め、即ち種名が、又は種名並びに亞種名が屬名と同一なるが爲め之を破棄すべからず。

例 *Trytta trytta*, *Apus apus apus*.

第卅四條 屬名は該名が動物界に於て他屬に對してす

でに用ひられ居る時には異物同名として之を破棄すべし。例 *Trichina* Owen, 1835(圓蟲類)は *Trichina* Meigen 1830(昆蟲類)の異物同名として之を破棄すべし。

(註)——専門雜誌又は名彙の外、左に掲ぐる籍は之に由りて屬名、亞屬名、又は屬以上の群名がすでに採用せられたるか否かを定むるに甚だ重寶なり。新名を公表するに先つて此等の書を参照せば名稱の混亂並びに變更を除くを得べし。

C. D. Sherborn—Index animalium 本書は一七五八年以後の屬名及び種名を載す。第一部、一七五八年一月一日より一八〇〇年末日に至る。劔橋、一九〇二年、オクタヴオ型。

S. H. Scudder—Nomenclator Zoologicus. 本書は現存及化石動物の極めて古代より一八七九年の終に至る迄の屬名をアルハベット順に羅列せる者にして、二卷より成る。一は補遺の表にして一は一般の索引なり。ワシントン一八八二年オクタヴオ型。

C. O. Waterhouse—Index Zoologicus. 本書は一八八〇年より一九〇〇年に至る。Zoological Record に記入せられたる屬名及亞屬名及 Nomenclator Zoologicus に編入せられざる名稱をも包含す。ロンドン、一九〇二年オクタヴオ型。

Zoological Record XXXVIII 及其以後の者 本書は重に千九百一年以後の者を蒐集せる者、ロンドン、

一九〇二年及以後發行、オクタヴオ型、新しき屬名及亞屬名の索引あり。

Register zum Zoologischen Anzeiger 第一年乃至第十年は一八七八年より一八八七年を、第十一年乃至十五年は一八八八年より一八九二年を、第十六年乃至二十年は一八九三年乃至一八九七年を、二十一年乃至第二十五年は一八九八年乃至一九〇二年を含む。ライプチヒ、一八八九年、一八九三年、一八九九年、一九〇三年發行、オクタヴオ型。

第卅五條 種名は該名が同一屬の他の種又は亞種に對してすでに用ひられ居る時には異物同名として之を破棄すべし。

例 *Tania ovilla* Rivolta, 1877 (sp. nov.) は *Tania ovilla* Gmelin, 1790. の異物同名として之を破棄すべし。

二屬の合同の結果として二つの異なる動物にして同一種名又は同一亞種名を有するものが同一屬に包括せらるる時は新しき方の種名又は亞種名は異物同名として之を破棄すべし。

第卅六條 破棄せられたる異物同名は再び之を用ふる事を得ず。破棄せられたる同物異物は誤つて壓倒せられたる群の復興に際して再び之を用ふる事を得。例 *Tania Giardi* Moniez, 1879 は *Tania ovilla* Rivolta, 1878 の同物異名として破棄せられたり。後に至りて *Tania ovilla*

(講 話) ○萬國動物命名規約(五島、寺尾)

はすでに他のものに附與せられたるものなるを知れり (*Tania ovilla* Gmelin, 1790) 故に *Tania ovilla*, 1878 は異物同物として之を破棄し決して再び之を用ふるを得ず。假令、該種が他屬(例へば *Thysanotoma*)に移るるとも然り。*Tania Giardi*, 1879 は同物異名として破棄せられたるものなるが *Tania ovilla* Rivolta, 1878 とふ異物同名の破棄によりてこゝに再び有効なるものとなる。

勸告——すでに使用せらるる屬名とは單に語尾に於て若くは書き方の上の混亂を招くべき些少の差異に於て異なる新屬名を導入する事は之を避くべし。然れども若し一旦導入せられたる時はかくの如き名は此の故を以て之を破棄すべからず。

例 *Picus*, *Picus*; *Polyodus*, *Polyodon*, *Polyodontas*, *Polyodontus*; *Microdon*, *Microton*
同一の勸告は同一屬内に新種名を導入する際にも之を適用す。

例 *neator*, *neatorix*; *furcigera*, *furcifera*; *rhopalora phala*, *rhopal'occephala*.

一地名の語幹よりして二つ又は二つ以上の拉丁語の形容詞が導來せられたる時同一屬内の種名として用ふるは其一つに限るを宜しとす。されど、もし一旦導入せられたる時は此の故を以て之を破棄する事を得ず。

例 *hispanus*, *hispanicus*; *moluccensis*, *molluccanus*; *siniensis*, *siniicus*; *chinensis*; *ceylonicus*, *zeylanicus*.

(譯 語) ○高國動物命名規約(五島、寺尾)

同一の勧告は同一語幹より導來せられ且つ單に語尾に於て又は書き方に於て異なる他の語にも亦之を適用す。

例 *caeruleus, coeruleus; silvestris, sylvestris, sivatius, sylvaticus, littoralis, letoralis; autumnalis, auctumnalis; damu, damma, fluviolis, fluviditis, fluviaticus.*

附 則

(A) 分類上の新群を設立するに當つては固有特徴及び區別的特徴の摘記を英、佛、獨、伊、拉丁の五箇國語の一を以て發表する事甚だ望まじき事なり。此特徴摘記は模式標本の所在(例へば博物館)及び其番號を表示すべし。

(B) 上記五箇國語以外の國語にて公表せられたるものありては圖書の説明を此等五箇國語の一に翻譯せん事甚だ望まじき事なり。

(C) 重量及び大きさの記載にはメートル法を、溫度の記載には攝氏のを、標準として用ふ。顯微鏡的記述にては長さの單位としてミクロン(一耗の千分の一、希臘文字のμを以て現はす)を用ふ。

(D) 廓大及び縮少を表示するは圖書の理解に對して甚だ望まじき事なり。此は使用したるレンズの番號にて示さず數字にてあらはすべきものとす。

(E) 物體の廓大又は縮小を表示するは通常直径を以

てす。(面積廓大にあらす)廓大を示すには乗法の符號を用ひ縮小を示すには分數の形となす。

例 $\times 50$ は五十倍を示し $\frac{1}{50}$ は五十分の一の縮小を示す

廓大が直径、面積、立積の廓大なる事を示さんと欲する時は幕をあらはす數字を附す。

例 $\times 50^d$ は直径の廓大を表し

$\times 50^s$ は面積の廓大を表し

$\times 50^v$ は立積の廓大を表す

(F) 希臘語を書き換ふる法は左表に示すが如し。

$\epsilon = e$ (<i>ἐλεος</i>)	— Hyalea. (<i>Hyalea</i> にあらす)
$\eta = e$ (<i>ἠρηγήνη</i>)	— Pirena. (<i>Pirena</i> にあらす)
語尾の $\eta = a$ (<i>ἠρηγήνη</i>)	— Pirena. (<i>Pirene</i> にあらす)
$\theta = th$ (<i>θηθίς</i>)	— Tethys. (<i>Tethys</i> にあらす)
$\iota = i$ (<i>ἰαλίος</i>)	— Balia. (<i>Balea</i> にあらす)
$\kappa = c$ (<i>ἠπποκρήνη</i>)	— Hippocrena. (<i>Hippocrenes</i> にあらす)
$\xi = x$ (<i>ξένος</i>)	— Xenus. (<i>Xenophora</i> .)
$\rho = r$ (<i>ῥεγίος</i>)	— Petrum.
$\upsilon = y$ (<i>ὕβρις</i>)	— Hybolithus. (<i>Hipolites</i> にあらす)
$\omega = n$ (<i>ὠπυλίος</i>)	— Timnaea. (<i>Timnea</i> にあらす)
$\alpha\upsilon = au$ (<i>γαλαρία</i>)	— Glancus.
$\sigma\iota = i$ (<i>χελίος</i>)	— Chlostomum. (<i>Chelostoma</i> にあらす)

あらす)

eu = eu (εὐρεος)

— Ferrus.

w, or = or (ορέω)

— Dioeca, Dendroeca, (Dioica,

Dendroica にあらす)

語尾の ou = um (ὄυμ)

— Epiphippione. (Epiphippion にあ

らす)

語尾の os = us (ὄψατος)

— Psomphalus. (Psomphalos に

あらす)

ou = u (ου)

— Luterium. (Luterium にあら

す)

rr = ng (ἄγγος)

— Angaria.

kr = neh (κρη)

— Archistonum. (Archistonia に

rx = ne (ἄριστον)

— Aricistradon. (Aricistradon に

あらす)

p = rh (ῥή)

— Rhica.

e = he (ἑ)

— Hermaea. (Hermaea にあらす)

(G) 地名及び固有名詞の書を換へ法——拉丁文字を用ふる國民の地名は其國の書き方に従つて之を書すべし。

以下左に示す所の規則は固有の文字なきか又は拉丁文字以外の文字を用ふる國の地名にのみ之を適用す。然れ

(講 話) ○萬國動物命名規約(五島,寺尾)

ども久しく使用したる爲め、固定せる地名は普通の書き方を保留す。

例 *Algier, Mos ovo.*

(一) 母音 *a, e, i, o* は佛語、伊太利語、西班牙語或は獨逸語の如く發音す。e は決して發音せざる事なし。

(二) 佛音 *u* は獨逸語の如く、*u* によつて現はす。

(三) 佛音 *ou* は伊音、西語、獨語に於けるが如く *u* にてあらはす。

(四) 佛音 *eu* は *o* にてあらはし佛語の *eu* に於けるが如く發音す。

(五) 母音の長音は長音符 (accent circumflexe) にてあらはし、音の中斷は省字符 (apostrophe) を以てあらはす。

(六) 子音 *b, d, f, j, k, l, m, n, p, q, r, s, t, v, z* は佛語に於けるが如く發音す。

(七) *g* 及び *s* は常に堅き佛音を有す。

例 *gamelle, sirup.*

(八) 佛音 *ch* は *sh* にてあらはす。

例 *sherif, kashgur.*

(九) *th* は亞刺比亞人の堅き喉音を示し *sh* は其軟なる音を示す。

(十) *th* は英語の *path* の終音 (希臘語の *τ*) をあらはし *th* は英語の *those* の始音 (希臘語の *θ*) をあらはす。

(講 話) ○萬國動物命名規約(五島、寺西)

(十一) 上記の(九)及(十)に於けるが如く前に在る子音を變化する爲めに用ふる事以外に於てはhは常に息音として用ひらる。故にhにて始まる語の前に省字符を決して用ふる事なし。

(十二) 佛語の半母音 i (獨語の j) は y を以てあらはし *yole* に於けるが如く發音す。

(十三) 半母音 W は英語の *William* に於けるが如く發音す。

(十四) 重音 *dy, tel, ts* 等は、此等を組成する子音に相當する文字を以て示す。

例 *Mutsim*.

(十五) 佛音 *gn (signeur)* に於けるが如き) は *gn* にて示す。

(十六) *gn* は他の文字にて此れに相當する發音をあらはし得るものなれば此等を用ひず。然れども *gn* は亞刺比亞語 *gn* を示す時使用し、亞刺比亞語の *gn* は軟息音にてあらはさる。

上記の方則に従つて地方的發音はなるべく正確に、之をあらはさん事を試みざるべからず。但し聞えたる音を凡て洩れなくあらはさんと企圖する必要なし。

抄 録

●鳥類及若干の魚類の赤血球

の形に就て

Dr. W. WENZLAUF — Über die Form der roten Blutkörperchen der Vögel und einige Fische. (Zool.

Anz. Bd. XXXVIII, No. 5—6)

鳥の赤血球の形、大さ、及び數に付いて研究した結果によれば、之れ迄一般に知れて居る様に、其の形は兩凸面橢圓形をなせるものではなく、長軸の終りの方に向ひて漸次尖がつて居るものである。此れ迄、模範的として知られたる橢圓形なる事は第二次的の形であつて、死の爲め、又は、用るゝ藥材の爲めに、かくなつたのである。

今、形を観察せん爲めに、一滴の血液をとり、〇、六六%の食鹽水を以て、Blutzipipette の中で薄め、之れをZählkammer に移して、顯微鏡下に照したのである。初め、血液を取り出してより、約一五—二〇秒過ぎ去つて居た鶏、鳩、鴨の如きは、一五—二〇秒にして、已に丸くなるが *Lanius japonicus* L., *Tringa cantatus* L., *Haematopus leucopus* GARR., *Narellus caugnensis* GM., *Buteo vulgaris* L., *Corvus corax* L. などになると一—二分も尖がつた形をして居る事がある、だから、血球が丸き形と